（不明森林所有者関連情報等を保有すると思料される者等）

第二十一条　第八条の規定は、令第二条において準用する令第一条第二号の農林水産省令で定める者について、第九条の規定は、令二条において準用する令第一条第四号の農林水産省令で定める措置について、第十条の規定は、令第二条において準用する令第一条第五号の農林水産省令で定める措置について、それぞれ準用する。

（不明森林所有者の申出）

第二十二条　法第二十五条第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

（所有者不明森林の公告において定めるべき事項）

第二十三条　法第二十五条第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同条第七号イからニに掲げる事項を除く。）とする。

（所有者不明森林に関する裁定の申請）

第二十四条　法第二十六条の規定による申請については、第十五条を準用する。

（所有者不明森林に関する裁定において定めるべき事項）

第二十五条　法第二十七条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を除く。）とする。

（所有者不明森林に関する裁定の通知）

第二十六条　法第二十八条第一項の規定による通知は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。

2　法第二十八条第一項の規定による公告は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項及び当該裁定の理由につきするものとする。

（所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）

第二十七条　法第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定による申出については、第十二条の規定を準用する。

（所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）

第二十八条　法第三十二条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（経営管理実施権配分計画の作成）

第二十九条　市町村は、法第三十五条第一項の規定により経営管理実施権配分計画を定めるときには、林業経営の効率化を図ることを旨として、当該経営管理実施権配分計画の作成の時期及び経営管理実施権を設定しようとする森林の所在場所等につき適切な配慮をするものとする。

（経営管理実施権配分計画に定めるべき事項）

第三十条　法第三十五条第二項第九号の農林水産省令で定める事項は、民間事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第四号から第八号に掲げる事項を除く。）とする。

（民間事業者の公募）

第三十一条　法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（民間事業者に関する情報の整理及び公表）

第三十二条　市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定により応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2　法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

（民間事業者の選定）

第三十三条　市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、法第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までの事項について提案を求めるものとする。

2　市町村は、前項の規定に基づく提案を適切に審査し、及び評価するものとする。

3　市町村は、第一項の規定により提案を求めるに当たっては、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表してするものとする。

（経営管理実施権配分計画の公告）

第三十四条　法第三十七条第一項の規定による公告は、経営管理実施権配分計画を定めた旨及び当該経営管理実施権配分計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（経営管理実施権の効力が及ばない森林所有者）

第三十五条　法第三十七条第三項の農林水産省令で定める者については、第六条の規定を準用する。この場合において、第六条中「法第七条第一項」とあるのは、「法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（経営管理実施権配分計画の取消しの公告）

第三十六条　法第四十一条第一項の規定による公告は、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理実施権配分計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（災害等防止措置の命令書）

第三十七条　法第四十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　講ずべき災害等防止措置の内容

二　命令を行う理由

三　命令の年月日及び履行期限

四　法第四十三条第一項各号に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨

（災害等防止措置に要した費用）

第三十八条　市町村の長は、法第四十三条第二項の規定により当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（森林法施行規則の一部改正）

第二条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。